

群馬県立図書館協議会傍聴規程

第1条 この規程は、群馬県立図書館（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものとする。

第2条 協議会を傍聴しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、自己の氏名、住所その他必要な事項を記入した傍聴申請書を議長に提出しなければならない。

第3条 傍聴の定員は6人とする。ただし、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、抽選とする。

第4条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において取り締まり上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに傍聴席を離れること。
- 二 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- 三 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- 四 協議会の妨害となると認められる器物等を携帯すること。
- 五 前各号のほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすような挙動を行うこと。

第6条 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第7条 前各条のほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。